

④障害児の養育に関する経済的支援（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）

障害児を養育する保護者に対し、その養育に要する費用について、次のような手当の支給により、経済的支援を行います。

- ・特別児童扶養手当

一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に対して支給します。

ただし、受給者等に一定以上の所得がある場合等は支給されません。

- ・障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の児童に対し、支給します。

ただし、扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

（４）ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援を行うとともに、日常生活を支援するための各種施策の活用を図り、ひとり親家庭への子育て支援を充実します。

①ひとり親家庭に対する相談体制の充実

母子家庭等、ひとり親家庭に対する相談援助体制を充実し、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。

②ひとり親家庭に対する経済的支援

児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り、自立の促進をします。

- ・児童扶養手当

母子家庭（または準ずる母子家庭）や、父親に重度の障害がある家庭で、18歳になった年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満）を養育している母親、または、養育しているものに児童扶養手当を支給し、子育てに要する経済的負担を軽減します。

- ・母子家庭等医療費補助事業

母子家庭の母及びその扶養している児童、父母のいない児童に対し、その保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部が助成されます。（所得制限があります）

<母子家庭の母> 18歳に達した年度末までの児童を扶養している者。

<母子家庭の児童> 18歳に達した年度末までの児童。

<父母のいない児童> 18歳に達した年度末までの児童。

③ 母子家庭の自立のための支援

母子家庭の母親及び寡婦の方の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、資金の貸し付けを受けられるよう、母子寡婦福祉資金制度について、周知を行います。

- ・ 母子寡婦福祉資金制度

母子寡婦福祉資金の貸付制度は、「母子及び寡婦福祉法」に基づき、都道府県等が出資する原資償還金を財源として運営されています。

④ ひとり親家庭等に対する生活支援

ひとり親家庭の母親、父親が病気や自立促進に必要な技能習得のための修学等で、一時的に日常生活に支援を要する場合、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、児童の養育などを行い、生活支援を行う「母子家庭等日常生活支援事業」について、周知を図り、活用を促進します。

- ・ 母子家庭等日常生活支援事業

< 派遣対象 >

- ・ ひとり親家庭の母・父・児童（20 歳未満の者）及び同居している祖父母
- ・ ひとり暮らしの寡婦及び寡婦と同居している父母